



2022年12月9日

各 位

会社名 株式会社ハイレックスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 寺浦 太郎
(コード番号 7279 東証スタンダード市場)
問合せ先 人事総務グループ担当執行役員 平尾 学
(TEL 0797-85-2500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記の通り定款の一部変更を2023年1月28日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款の変更をお願いするものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) BCPを踏まえた機動的な株主総会運営を図るため、株主総会の開催場所の記載を削除するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を設けるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約をできる役員~~の~~範囲を変更するものであります。
- なお、定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記の条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>第13条 (株主総会の開催場所)</u> 当社は、兵庫県で株主総会を開催する。	(削 除)
第14条～第16条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
<u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	<u>第16条 (電子提供措置等)</u>

現行定款	変更案
<p>第 18 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 31 条 (社外取締役の責任免除) <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 32 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>第 42 条 (社外監査役の責任免除) <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 41 条 (監査役 of 責任免除) <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の定める限度におい</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>て免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条～第47条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p><u>1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2023年1月28日（土）

定款変更の効力発生日

2023年1月28日（土）

以 上